

子育て家庭を応援します！

柏崎市

妊娠・出産した方へ

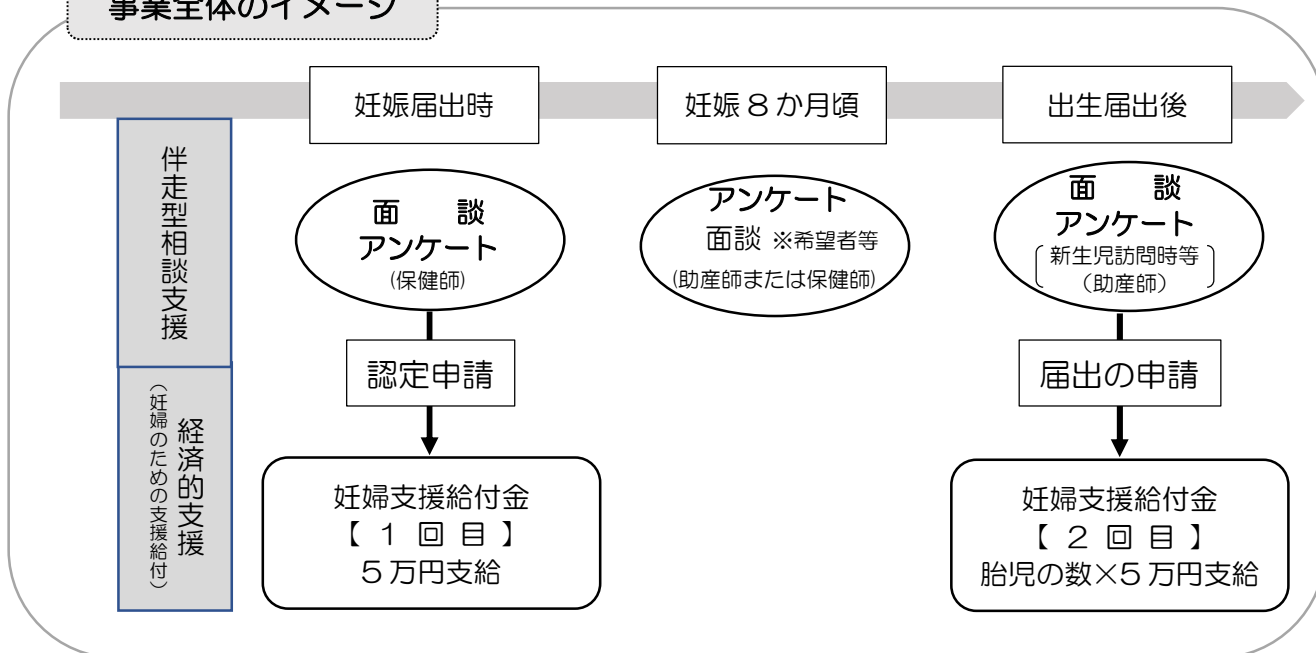
妊婦のための支援給付

10万円

令和7（2025）年4月から「妊婦のための支援給付」制度が開始されました。妊娠届出時に5万円【1回目】、出産届出後に5万円（双子の場合は10万円）【2回目】が支給されます。

柏崎市では、妊娠期から出産、子育て期まで一貫して身近で相談できる伴走型相談支援と経済的支援（妊婦のための支援給付）を組み合わせ、総合的な支援を実施しています。

事業全体のイメージ



支給対象者など

1 支給対象者

- （1）妊婦支援給付金【1回目】：柏崎市に住所を有する妊婦
 - （2）妊婦支援給付金【2回目】：柏崎市に住所を有する産婦
- ※流産・死産・人工妊娠中絶の場合においても給付対象となります。



2 流産・死産等された方について

妊婦給付認定を受けている方と受けていない方とで、申請書類が異なります。

詳しくは、右の2次元コードから市HPをご確認いただくか、下記の問い合わせ先までご連絡ください。



<問い合わせ先>

柏崎市子ども未来部 子育て支援課 （元気館内）

- 伴走型相談支援に関する事 家庭支援係 電話0257（20）4215
- 給付金の支給に関する事 育成支援係 電話0257（47）7075

市HP
妊婦支援給付

